

旭川歯科医師会だより⑤

お口爽やかですか

テーマ

歯科の保険診療、自由診療について

国民皆保険が完成したのは44年前

ご存知のように、健康保険制度は、健康保険に加入する被保険者が保険金を支払い、医療の必要な状態になつたとき医療費を保険者が一部負担する制度です。日本では「国民皆保険」とされ、生活保護の受給者などの一部を除く全国民（および日本に1年以上在留資格のある外国人）が、何らかの形で健康保険に加入することに定められています。

元は鉱山労働などの危険な事業に就く労働者の組合から始まったこの制度は徐々にその対象を広げ、国民皆保険が完成したのは44年前のことです。

保険診療の「診療報酬の金額」は全国一律に同一

保険医に指定された医師

市民公開講演会

さわやかな お口を目指して

講 師：北海道大学歯学部

教授 森田 学 先生（予防歯科学）

日 時：8月27日（土）午後2時45分～5時

場 所：トヨーホテル2階 丹頂の間
(旭川市7条7丁目)

参加費：無料

申込先：旭川歯科医師会事務局
(旭川市金星町1丁目)
(電話22-2361、FAX24-1147)

主 催：上川中部地域歯科保健推進協議会

後 援：旭川歯科医師会

診療内容については歯科医師とよくご相談下さい

や歯科医師によつて行われる保険診療の「診療報酬の金額」は、全国一律に定められています。保険診療を受ける被保険者は診療報酬の一部を医療機関に支払い、残りの診療報酬は被保険者から医療機関へ支払われます。このとき医療機関が保険

とされ、生活保護の受給者などの一部を除く全国民（および日本に1年以上在留資格のある外国人）が、何らかの形で健康保険に加入することに定められています。

元は鉱山労働などの危険な事業に就く労働者の組合から始まったこの制度は徐々にその対象を広げ、国民皆保険が完成したのは44年前のことです。

通常の歯科矯正、インプラントや審美歯科などは全額自己負担

者に請求する診療報酬明細書をレセプトと呼びます。書類を提出すれば通常の歯科矯正、インプラントや審美歯科などは全額患者さんの自己負担となり、この場合診療報酬金額は医療機関の裁量で設定することができます。

このような診療は「自由診療」と呼ばれています。詳しい診療内容については歯科医師とよくご相談下さい。

認められていない治療法（未認可の治療薬など）や、要行為（通常の歯科矯正、インプラントや審美歯科分野など）は全額患者さんの自己負担となり、この場合診療報酬金額は医療機関の裁量で設定することができます。

**「むし歯、歯周病の予防にどう取り組むか」
を学ぶ市民公開講座**

図表のご案内のように8

月27日（土）市民公開講座がありますので、ご参加をお願いいたします。

（講師はむし歯と歯周病の予防学の権威 北海道大学歯学部

森田学教授です。）